

交通誘導警備業務を行う皆様へ ～交通誘導警備の配置基準～

歩道も道路です！

交通誘導警備業務の配置基準は

高速道路、自動車専用道及び各県公安委員会が
指定する**道路**において、交通誘導警備業務を行う

**場所ごとに交通誘導警備1級又は2級の検定合格
警備員を配置**



して、当該業務を行うこととなっています。

【警備業法第18条「特定の種別の警備業務の実施」】

【警備員等の検定等に関する規則第2条】

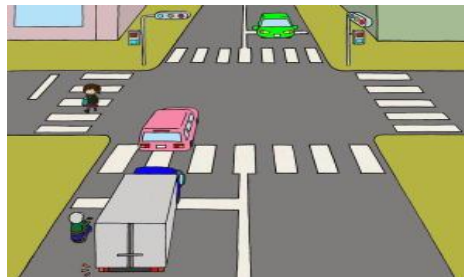
道路交通法では

「歩道も車道も共に道路」

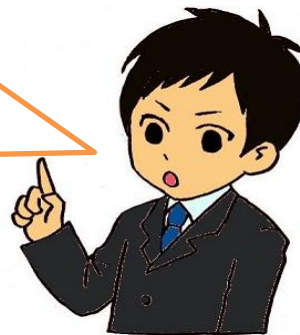
と規定しています。

上記の交通誘導警備業務の配置基準の
とおり、**「指定する道路」**において、

交通誘導警備業務を行う場所ごとに検定合格警備員の配置が義務付
けられていますので、**歩車道の区別なく配置義務**が課せられます。



当県においては警備業法改正後、交通誘導検定合
格警備員数などを考慮し、経過措置として歩道におけ
る配置義務を見合わせてきましたが、法改正後10年
以上が経過し、検定合格警備員も増加してきたことか
ら経過措置を見直し、基準のとおりとするものです
ので、ご理解をお願いします。



愛知県警察本部生活安全総務課警備業係

TEL052-951-1611 内線3283/3284